

ナミねえの

ジャパンソサエティ 関西日米セミナー

レポート

レポート：竹中ナミ

昨年11月27～29日、京都北山、曼珠院に隣接する「関西セミナーハウス」にて、日米のNGO・NPO活動のリーダー達による2泊3日のセッションが開催されました。会議の正式名称は「ジャパンソサエティー関西日米セミナー」で、主催はジャパン・ソサエティー、協力サントリー文化財団で開催されました。テーマは「非営利組織と社会変革」でした（NGOは国際的にいうところの非政府組織、NPOは草の根も含めた非営利組織の略称です）。

トップ・ステーションからは「コンピュータを媒体として、障害を持つ人達の自立を促進するNPO」として、代表竹中（ナミねえ）が当セミナーに発言者としてご招待いただきました。

京都は会議の一週間前から急に冷え込みが厳しくなったとかで、曼珠院の紅葉がうっとりするほど美しく、素晴らしいロケーションの中で熱っぽいセッションが繰り広げられました。

会議は基本的にCLOSEDという前提でしたので、内容の全てをお伝えすることはできませんが、可能な範囲でレポートしたいと思います。



*セミナーの全体テーマ（セミナー資料より）

社会主義体制の崩壊や福祉国家の行き詰まりなどを引き金として、近年NPO、NGOが世界各国で目覚ましい勢いで数を増やし、重要度を増してきている。また、地球規模の環境問題やAIDSといった人類がこれまで経験してこなかった新しい種類の問題の誕生も、NPOの重要性を増加させていている。ジョンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン教授は、非営利セクターの急激な拡大を“Associational revolution”と呼び、NPO台頭の社会的影響力は19世紀後半の国民国家成立に匹敵するほどだ、と指摘している（Lester M Salamon “The Rise of the Nonprofit Sector” フォーリン・アフェアーズ7月／8月号）。歴史、宗教や国の成り立ちの異なる太平洋を挟んだ二つの国においても、NPOの台頭は例外ではない。とりわけ米国においては伝統的にNPOが発達し、主導的な役割を果たしてきた。サラモン教授はNPOを“Third Party Goverment”と呼び、民主的な新しい福祉国家を考える上で、NPOは極めて重要なと指摘して

いるが、それは疑いもなく、米国において最も顕著な形で表れている。Independentな米国のNPOが、米国政策決定に重要な役割を演じ、米国民主主義にとって不可欠の存在であることは多くの人が認めるところであろう。

一方、日本では伝統的にNPOの存在は指摘できるものの、明治以降、国家の役割が決定的に重要で、NPOが社会的に重要なものとしては認められていなかった。しかし、政界、財界、官界の強固な結びつきを基盤とする、いわゆる「日本型経済システム」が大きく揺らぎ始める中、NPOに対する認識は様変わりし、近年その重要度は急激な高まりを見せている。人々のボランティアに対する関心の高まりや、企業がフィナンソロピーにかかる傾向は、決して一時的なものではないだろう。

ジャパン・ソサエティー関西日米シンポジウム「非営利組織と社会変革」は、日米のNPOの専門家が集まり、両国のNPOの特徴を探ると共に、民主主義国家におけるNPOの役割について論議するものである。



*保護よりチャンスを！

今回の日米セミナーは、ナミねえの**年間の人生において最も刺激的な体験の一つになりました。日本と米国の、NGO・NPOのリーダー達のセッションに加わられたことは、大変光栄であるとともに、この出会いをトップ・ステーションの大きな飛躍のチャンスにしたいと願いつつ、末席に参加させていただきました。

日本の出席者にとって、今回の一番大きなテーマは「草の根のNPO活動が、米国のように簡単に法人化でき、税制などの面で優遇され、行政や企業や支援者からの助成金を受けやすくなる」そして「政策提言型の活動ができるNPO・NGOに育てていこう」ということでした。

ナミねえは重症心身障害を持つ娘（麻紀・22才）を育てた体験を基に「これから超高齢化社会を目前にし、重度心身障害や痴呆性の方、難病の方など、社会が護ってあげなければならない人達への医療や福祉を充実させるためには、一人でも多くの人が公平な税の負担者になる必要がある」「障害を持つ人達を保護の対象とみなすのではなく、様々なサポート・システムを構築し、就労を促進して納税者にできるような施策こそが、これからの中の福祉である」「障害を持つ人達には保護よりチャンスが必要だ」「ハイテクはそのためのツールである」「そんな社会づくりを目指すのがトップです」という主旨で話しました。（与えられた発言時間が短かく、明快かつ端的に話すよう求められた）

また、日本の障害者運動は戦後特定政党（社会党・共産党）の福祉施策の目玉（言葉が悪くて申し訳ないけれど、ナミねえの率直な感想です）として取り組まれ、両政党のバックアップによって発展してきたという歴史を持つので「対行政・对企业」の運動が中心であったけれど、日本（と世界）の政治がダイナミックに変化し続けている現在、新しい視点での当事者運動が必要だ、という話もしました。（この部分には日本側出席者のは

とんどが、大きく頷いていました）

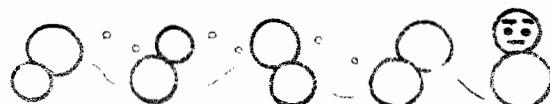
今後の活動の方向性として、障害者の問題は高齢者の問題と重なる部分が多いにもかかわらず、両者が手を携えることはほとんどなかつたが、トップは「障害者の問題は自分達の問題でも有る」と考えることのできるシニア層とも今後は一緒に活動していきたいと発言し、多くの皆さんから共感の拍手をいただきました。

また参加された方々から、「トップの活動は障害を持つ人の自立に関する、日本における先駆的かつ刺激的なNPO活動」との評価を頂戴し、感謝に堪えません。

米国側出席者の中で、マイケル・ラーナーさんは特にナミねえの発表に好意を抱いてくださり、発表の後、一番に飛んできて握手を求めてくださいましたが、後でお聞きしたところによると、ラーナーさんは小児病の学習と家族が直面する困難への支援、児童ケア専門家の育成、ガン患者への心理的援助、環境に優しい開発などを専門に行うコモンウェルス研究所の創設者であると同時に、オルトマン財団の理事長を兼任し、そのユニークな発想の公衆衛生活動に対して「天才賞」といわれるマッカーサー賞を受けられたという、まさに米国NGO活動のトップ・リーダーだそうです。

「ナミの話はワンダフルであった！」と握手しながら言ってくださったところまでは理解できただけど、英語が苦手なため悲しいことにその後が分からず、ひたすら「サンキュー」を繰り返す哀れなナミねえがありました(^^;)

トップ・ネットとインターネットとの接続も含め、国際化のためにはもっと英語の勉強をせねば、と改めて痛感した3日間でした。（会議そのものは同時通訳で行われました）



*謎の(ーー)「末廣ハウス」

今回の参加者の中で、ナミねえが強い関心を寄せていたのが、慶應大学教授の金子郁容先生の活動です。

金子先生は最近私費で「末廣ハウス」（東京都中野区中央）という宿泊付きの会議ができるサロンを開設され、そこにアップル社の支援でMACを数台置き、障害を持つ人に開放しておられるとのニュースを見たので、ぜひ詳しいお話をご本人から直接伺いたい、あわよくば連携もさせていただければ・・・などと考えていたのです。（実は、面識もないのに「FLANKER」を送り続けていた！）

お目に掛かったとたん、「いつも機関誌ありがとうございます、ぜひ何か面白いことを一緒にやりましょう！」と言ってください、近々「末廣ハウス」を取材させていただき、その後お互いインターネットで交流を深めよう、と話は一気に盛り上がりました。

ということで、皆さん次号「FLANKER」の「末廣ハウス・レポート」をお楽しみに！！



昼食会の様子

*草の根NPOへの法的支援を!

今回のセミナーで、最も参加者の関心を呼んだのは、参議院議員堂本暁子さんの報告だったと思います。

堂本議員は、30年間ジャーナリストとして硬派の報道番組の制作に掲わり、日本新聞協会賞、日本放送基金賞、日本ジャーナリスト協会賞などを受賞された後、1989年国會議員になってからも様々なNGO活動を続け、1993年からは「地球環境・国際議員連盟（GLOBE）JAPAN事務総長」として、国際的なNGO活動の先頭に立っておられます。そのような立場からこの会議の直前（11/18）に開催された参議院大蔵委員会において、NPO・NGOへの法的支援（寄付金税制関係）についての質問をされました。

その質問に対し、武村大蔵大臣が大変積極的な答弁を返したことが堂本議員から発表され、参加者一同が大いに沸きました。少し長くなりますが貴重な情報ですので、堂本議員の質問と武村大蔵大臣の答弁の内容を、議事録から抜粋してみたいと思います。

この質問と答弁の中で、日本のNPOへの支援体制の不備と法人認可の現状の不透明さもはっきり出ていて興味深い内容となっています。

堂本議員（概略）非営利組織がいかにも日本は貧弱です。国連ではNGO、アメリカではNPOという言い方をしていますが、大変台頭が顕著です。なぜアメリカで多くの人がいきいきと活動しているかというと、税制上の措置、免税措置があることが一因です。日本の場合は公益法人について決めた「民法34条」が大変古い（明治29年）し、現代の社会体制に見合って

いない。経団連からの申し入れでも、非常に官主導で天下り先（とは書いてないが）それに近いニュアンスで、どうして民間がやりたいと思う時に素早く認可するなり免税措置をとらないのか、と書いてあります。欧米でも、ロシアでも、発展途上国でもNPOが大勢のボランティアを集めて自分達のために、自分達で必要なものを造っていく活動が盛んなのに、日本はどこの国よりもそれが育っていません。

その原因は、NPOが免税措置の受けられる公益法人になるのがあまりに困難なせいだと思う。私は、これからまさに福祉の時代に自助努力というか民間の活動が重要だと思うけれど、大臣はどのようなご意見をお持ちでしょうか。

武村大蔵大臣 私も個人としては、この問題、大変関心を持っていたテーマがありますが、この問題だけで議員連盟をつくりたいくらい思つていながら、全然そこまで行動ができなかった次第です。堂本委員の話を聞きながら、最近NPOという言葉も覚えましたが、国内、国外様々なボランティアのグループや個人が出てきて、主に若い人が多いんですけども様々な活動に関心を示し始めていただいて大変嬉しく思っております。そういう人達を激励していくことが、文字通りいい日本を作っていくために大事なテーマだというふうに思っています。先般も大蔵省の主税局も含めて、関係者、若い人も集まっていただいて勉強会をしてみたんですが（中略）こういう特定公益法人、指定寄付制度だけでなく、もっと身近ないろんなボランティア組織に免税の仕組みが働くような制度を考えるべきではないか、という問題提起を持っております。（中略）最後に申し上げたいのは、民法法人、民法34条に由来するいわゆる公益法人から、もう一歩進んだ幅の広い法人化の論議が必要ではないかなと、これはどこの役所の担当かよく私もわかりませんが、そんなことを勉強しながら感じていた次第でございます。



左から、大蔵省大武さん、参議院議員堂本さん
サントリー出口さん

堂本議員 （概要）私は（経団連さんが言うまでもなく）今の法人は官主導であり、草の根から上がってきたものが大きくなるというか、認可される必要があると思います。（アメリカのようにNPOは）行政や政府から独立していなきゃいけないと思います。私の手元に「こういう風にしたら良いのでは」という案も何件か届いてますが、ボランティア精神とかいう程度でなく、ここ1・2年は「お互い助け合わねば」ということが肌で感じられる状況です。精神的な素地以上に政府と国民の関係、自治体と住民あるいは企業と消費者の間の繋ぎ役としての存在が必要不可欠になり、また全部を国ではできないという状況になってきたということです。財政的な問題だけでなく、公的なサービスは画一的になるという宿命を持っていますが、豊かな日本で個性的な生き方をすすめるためには多様性のあるサービスが必要で、それが提供できるのはNPOであろうと思います。

大蔵省から出た「環境保全と経済の発達のあり方」というのを読むと「今後NGOの役割はますます期待される」「我が国社会において、NGOが十分に評価が与えられ、また充分な活動が支えられるだけの人的・財政的基盤を確立していくことが重要である。また、そのためには、個人・企業の支援及びそれを可能にする財政上の措置を含む制度的な手当についても検討されるべきであ

る」とあります。

消費税の問題もあるけれど、公的なサービスで高福祉高負担ができないなら、こういうやり方こそ現代的であり、世界中で行われていることです。税の免除があれば、そういうことへのインセンティブが働くと思います。そして、もっとボランティアで自分達の地域で、自分達の老後なり、環境なり、女性の問題なりいろいろなことのために活性化していくと思います。私は免税措置が大変大事だと思いますが、是非大臣にお考えを伺いたいと思います。

武村大蔵大臣 ご指摘の問題につきましては、私個人としましても一層、ご主張に共感しながら勉強させていただきたいと思っております。寄付の問題、より法人格を取りやすくする工夫の問題等、当面の課題として認識させていただきました。新しい改革が進むまでも、特定公益増進財団あるいは環境事業団に地球環境基金もできましたので、こういうものを通じてNGO・NPOの皆さんのが実質寄付の恩典を受ける道はあるということも、知っていただく必要があるのではないかと思います。

小川局長から補足をさせていただきます。

小川主税局長 (概要) 現在の免税寄付金の中で、とりわけ指定寄付金あるいは特定公益増進制度の運用については、実は現状では主税局税制第一課というところで3人の職員が扱っています。アメリカやイギリスでは何百人という職員を抱えて一つづつの団体の公益性を認定しています。我が国の場合は古くから民法34条が公益法人を位置付けているので、これに頼って公益事業活動が行われ、それを免税制度として主税局が受けているというのが実状です。

誰が、何処（の管轄で）でいったいこの問題の処理を行ったらよいのかという点が一つ非常に大きな問題です。もう一つは、民法34条には宗教法人がかかわっ

ていませんが、外国の場合は教会が非常に大きな助成をする活動主体になっているという違いがあります。まず（日本の）現行制度の中では、助成財団のようにNGO・NPOにであれ、その他の私人にであれ、公益活動の中で助成ができる特定公益増進法人ということができ上がっているので、これを活用していただきながら進んでいくのかな、というのが私ども扱っている者としての感想です。

堂本議員 (概要) すぐには新しい制度はできないんでしょうけれども、特定公益増進法人もなかなか認可になりません。もう本当に難しい。しかし官庁の主導で作れるものは、これは経団連の（昨日届いたばかりの）報告を読んでいただくのが一番いいと思いますが、天下り先としてすぐにもできる。しかし、草の根から皆が作ってきたものは、なかなか認可されないし認可されても主務官庁というのがあって、監督・監視する。これは本当の意味でのNGOではない訳です。これはやはり明治29年の発想ですね。また、対象範囲も非常に狭いので、もっと人権擁護とか時代に合った国際貢献に役立つようなものを入れなければならぬでしょう。

明治29年を変えるとなると、シーリングと同じ



左から、高畠さん、ナミねえ、(オブザーバ)木原さん

で、変えたくても変えられないしがらみもあり、問題もたくさん抱えているようなので、新しい法律を作ってはどうでしょう。

その時（NPOの）事務局のあり方とか、会計のやり方、報告などの義務は全部負わなければならぬけれど、今のように法人化のための億というような資金が必要では草の根のNPOは法人化できないし、監督官庁というようなものも止める必要があるでしょう。それと、税制の優遇措置ですね。

もっと一人一人の市民が、主体的に自分の身の回りの生き方と地球市民の生き方を作っていく、そういう思想が必要だと思います。大臣は「小さくともきらりと光る国」という著書を書かれまし

たが、本当に国民がいきいきと生きられる国こそが「きらりと光る国」だと思います。このNPOというものが、もしかしたら大臣の理想を実現する担い手になるかもしれません。そういうわけで、大蔵省の文章にも免税措置の検討が必要と書かれていますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

武村大蔵大臣 この問題につきましては、政府の一員としても引き続き関心を持たせていただきたいと思います。また政治家の一人としては、是非、党派を超えて国会の中で新たな立法についても関心の揚まりが出るように、期待をしたいと思います。

もっともっと書きたいのですが紙面の都合により、今回のセミナーの参加メンバーをご紹介をして、レポートを終えたいと思います。

* 日本側参加者

有田 典代	国際交流団体協議会事務局次長
今田 忠	笹川平和財團主席研究員
入山 映	笹川平和財團理事長
岩崎 駿介	環境と開発を考える市民フォーラム 2001事務局長
大武 健一郎	大蔵省主税局総務課長
金子 郁容	慶應大学教授
絹川 正明	関西電力株式会社地域共生部課長
下河辺 淳	東京海上研究所理事長
下村 満子	元朝日新聞編集委員
高畑 敬	WACアクティブラブ会長
竹中 ナミ	プロップ・ステーション代表
田代 正美	経団連社会貢献部課長
出口 正之	サントリー文化財團事務局長
堂本 曜子	参議院議員
野村 一雄	オムロン株式会社企業市民室室長
早瀬 升	大阪ボランティア協会事務局長
坂東 真理子	内閣審議官兼内閣総理大臣官房参事官婦人問題担当室長
藤井 純子	滋賀県環境生活協同組合理事長
山内 直人	大阪大学国際公共政策研究科助教授
渡辺 元	トヨタ財團プログラム・オフィサー

(五十音順・敬称略)

* 米国側参加者

スザン・フラハーティ	弁護士
マイケル・ラーナー	コモンウール研究所理事長
レランド・リンチ	ジェニファー・オルトマン財团理事長 カーマイケル・リンチ広告会 社会長
マーガレット・マッキュー	弁護士
シャリル・バットン	コモンウール接続可能な未 来プロジェクト協同議長
ケビン・クイグリー	接続可能な未来開発市民ネット ワーク協同議長
テリー・サアリオ	ピュー・チャリタブル・トラ スト公共政策部長
リンダ・ター・ウェラン	ノースウエストエリア財團理 事長
アリス・テッパー・マーリン	全米政策刷新研究センター理 事長

(敬称略)

* 総合司会

川島 瑠璃	ジャパン・ソサエティー日米関係プログラ ム・ディレクター
-------	---------------------------------

(敬称略)

※プロップ・ステーションは、公益の法人化を目指しています！！